

葬祭組合告示第6号

令和4年10月佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合議会定例会を次のとおり招集する。

令和4年9月26日

佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合  
管 理 者 小 坂 泰 久

1. 日 時 令和4年10月25日(火)午後3時00分
2. 場 所 佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合会議室(2階)

令和4年10月

佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合議会定例会会議録

○招集日時

令和4年10月25日（火曜日）午後3時00分

○招集場所

佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合 会議室（2階）

○出席議員（8名）

1番	五十嵐 智 美	佐倉市議会選出
2番	萩 原 陽 子	佐倉市議会選出
3番	藤 崎 良 次（議 長）	佐倉市議会選出
4番	田 中 徳 彦	四街道市議会選出
5番	坂 本 弘 毅	四街道市議会選出
6番	石 山 健 作	四街道市議会選出
7番	佐 藤 修 二	酒々井町議会選出
8番	地 福 美枝子（副議長）	酒々井町議会選出

○欠席議員（なし）

○執行部

管 理 者	小 坂 泰 久	酒々井町長
副 管 理 者	西 田 三十五	佐倉市長
副 管 理 者	鈴 木 陽 介	四街道市長

○議案説明のための出席者職氏名

事 務 局 長	中 村 忍
事 務 局 次 長	小 川 淳 一
事 務 局 副 主 幹	織 田 勝 広
総 務 班 長	能 崎 保

会 計 管 理 者	小谷野 敏 也	酒々井町会計管理者
-----------	---------	-----------

○議会事務局出席職員

事務局主査補	馬 場 樹 里
事務局主任主事	浜 田 貴 人

○連絡員

施設管理班 相 京 夕起夫  
副 主 幹

○会期

令和4年10月25日（火曜日） 1日

○議事日程

令和4年10月25日（火曜日）午後3時00分開議

- 日程第1 諸般の報告
- 日程第2 議席の指定
- 日程第3 会議録署名議員の指名
- 日程第4 会期の決定
- 日程第5 議案の上程、質疑、討論、採決

○議案

- 議案第1号 専決処分の承認を求めることについて（佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合職員の子育休業等に関する条例の一部を改正する条例制定について）
- 議案第2号 専決処分の承認を求めることについて（佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合一般職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について）
- 議案第3号 令和3年度佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合一般会計歳入歳出決算認定について
- 議案第4号 佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合職員の定年等に関する条例等の一部を改正する条例制定について
- 議案第5号 佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合一般職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第6号 佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合職員の降給に関する条例制定について
- 議案第7号 佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合職員の子育休業等に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第8号 令和4年度佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合一般会計補正予算（第1号）
- 議案第9号 千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び千葉県市町村総合事務組合同規約の一部改正に関する協議について

○本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

---

◎開会の宣告

午後3時00分 開会

- 議長（藤崎良次） ただいまの出席議員は8名で、議員定数の過半数に達しております。よって、令和4年10月佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合議会定例会は成立いたしました。  
これより定例会を開会いたします。
- 

◎諸般の報告

- 議長（藤崎良次） 日程第1、諸般の報告を行います。

初めに、四街道市選出議員の改選がありましたので、ご報告いたします。令和4年3月30日付で四街道市より新たに坂本弘毅議員が選出されました。よろしくお願ひします。

次に、監査委員より例月出納検査の実施報告がありました。その写しをお手元に配付いたしましたので、ご了承願ひします。

---

◎議席の指定

- 議長（藤崎良次） 日程第2、議席の指定を行います。

今回新たに組合議員が選出されていますので、議席を指定いたします。

佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合議会会議規則第4条第2項の規定により、坂本弘毅議員の議席は5番に指定いたします。

---

◎会議録署名議員の指名

- 議長（藤崎良次） 日程第3、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員の指名は、会議規則第81条の規定により、議席番号2番、萩原陽子議員及び議席番号6番、石山健作議員の両名を指名いたします。

---

◎会期の決定

- 議長（藤崎良次） 日程第4、会期の決定をいたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、会議規則第5条第1項の規定により、本日1日といたします。これにご異議はございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（藤崎良次） 異議なしと認めます。  
よって、会期は本日1日と決しました。
- 

◎議案の上程

- 議長（藤崎良次） 日程第5、議案を上程いたします。本日は議案9件でございます。

なお、上程されている議案については、一括して管理者に提案理由の説明を求めます。

また、本定例会における説明、答弁等は、着座にてお願いをいたします。

それでは、小坂管理者。

---

○管理者（小坂泰久） 管理者の小坂泰久でございます。着座にて説明をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

本日ここに、令和4年10月佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては公私ともご多忙中にもかかわらず、ご出席を賜りまして本会議が成立しましたことに対しまして、心からお礼を申し上げます。

また、令和4年3月の四街道市選出議員の改選に伴いまして、新たに坂本弘毅議員がご当選されております。心よりお祝い申し上げます。

それでは、本定例会に提案いたしました議案9件につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

議案第1号は、専決処分の承認を求めることについてでございます。国家公務員の育児休業等に関する人事院規則改正に伴う育休条例について、令和4年3月までに条例の一部を改正して交付する必要性がありました。本来は、組合議会の議決をいただくべきところ、構成市町の議会日程の都合上、議会を開催することが困難であったため、関係する条例の一部改正について急施を要するものと認め、地方自治法第292条の規定により準用する同法第179条第1項の規定により、専決処分をいたしましたので、これを報告し、承認を求めるものでございます。

議案第2号は、専決処分の承認を求めることについてでございます。平成28年人事院勧告を踏まえた再任用職員の成績率の見直しに伴う佐倉市の給与制度の改正により、令和4年3月までに条例の一部を改正して公布する必要性がありました。こちらも本来は組合議会の議決をいただくべきところ、構成市町の議会日程の都合上、議会を開催することが困難であったため、関係する条例の一部改正について急施を要するものと認め、地方自治法第292条の規定により準用する同法第179条第1項の規定により、専決処分をいたしましたので、これを報告し、承認を求めるものでございます。

議案第3号は、令和3年度佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合一般会計歳入歳出決算認定についてでございます。地方自治法第233条第3項の規定により、監査委員の意見をつけて議会の認定を求めるものでございます。以下、決算の概要について申し上げます。

令和3年度の歳入決算額は、3億947万3,053円で、対前年度比5.4%の増となっております。歳入の主なものといたしましては、構成団体からの負担金が主な財源となっております。そのほかに施設使用料、前年度繰越金などがございます。

歳出決算額は、2億8,076万4,956円で、対前年度比3.5%の増となっております。歳出の主なものといたしましては、施設の管理運営費、人件費などによるものでございます。

歳入歳出の差引残高は、2,870万8,097円でございます。

議案第4号は、佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合職員の定年等に関する条例等の一部を改正する条例制定についてでございます。国家公務員の定年引上げに伴い、地方公務員についても職員の定年引上げ及びこれに対して必要となる諸制度の整備等を行うため、関連する条例を改正しようとするともに、現行の再任用制度に関する規定を廃止しようとするものであります。

議案第5号は、佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合一般職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定についてでございます。職員の定年等の引上げに関連し、60歳に達した職員の給与水準について定めるとともに、定年前再任用短時間勤務職員等への給与の支給に必要な整備を行おうとするもの及び構成市に準じ、職員の組合区域内居住を促進し、災害時における職員の迅速な参集を可能とするため、住居手当の改正を行うものでございます。

議案第6号は、佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合職員の降給に関する条例制定についてでございます。人事における公平性を確保するため、地方公務員法に基づき、分限のうち、その意に反する降給に関し、必要な事項について定める条例を新たに制定するものでございます。

議案第7号は、佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定についてでございます。地方公務員の育児休業等に関する法律の改正等を踏まえ、非常勤職員の育児休業の取得要件の緩和等を行おうとするものであります。

議案第8号は、令和4年度佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合一般会計補正予算（第1号）でございます。既定の歳入歳出予算の総額に、それぞれ930万円を増額し、歳入歳出それぞれ3億4,924万3,000円としようとするものであります。補正の内容について申し上げます。

歳入につきましては、令和3年度一般会計決算額の確定に伴い、執行残を令和4年度へ繰越しするための増額でございます。

歳出につきましては、事業費の需用費及び財政調整基金積立てによる増額でございます。

議案第9号は、千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び千葉県市町村総合事務組合規約の一部改正に関する協議についてでございます。千葉県市町村総合事務組合の組織団体以外の地方公共団体である四市複合事務組合が公平委員会に関する事務を、令和5年4月1日から共同処理することに伴い、規定について改正する必要があるため、各地方公共団体の議決を求めるものでございます。

以上、概要について申し上げます。細部につきましては、事務局より説明させていただきます。

何とぞご審議の上、ご可決くださるようお願い申し上げます。提案理由の説明を終わります。よろしく申し上げます。

○議長（藤崎良次） 続いて、事務局長から議案の補足説明を求めます。

事務局長。

○事務局長（中村 忍） 事務局の中村でございます。議案につきまして、補足説明をさせていただきます。一部管理者と重複する説明がございますが、お許しをいただきたいと思います。

まず、第1号議案でございます。職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の専決処分につきましてご承認をいたごうとするものでございます。資料の赤いインデックスの1を御覧ください。既に構成市町では施行済みでございます。制定の理由につきましては、国の職員の勤務条件の改正を踏まえ、非常勤職員の育児休業の取得要件の緩和等を行おうとするものでございました。制定の内容につきましては、育児休業の取得要件のうち、引き続き在職した期間が1年以上である要件を廃止いたしました。また、育児休業を取得しやすい勤務環境の整備に関する措置についての規定を制定するものでございました。

次に、議案第2号でございます。こちらは、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定の専決処分につきましてご承認をいたごうとするものでございます。資料は赤いインデックスの2でございます。制定の理由につきましては、平成28年の人事院勧告を踏まえた再任用職員の成績率の見直しに伴い、増加が見込まれる再任用職員の勤勉手当の支給額の財源を確保するため、支給額の総額に係る規定について所要の整備を行おうとするものでございました。内容につきましては、勤勉手当の支給総額の上限について、一般職員と再任用職員それぞれの区分ごとでの規定を合算という形に改正いたしました。

議案第3号は、令和3年度一般会計歳入歳出決算認定についてでございます。地方自治法第233条第3項の規定によりまして、別紙についておりますが、監査委員の意見をつけて議会の認定を求めるものでございます。青いインデックスで意見書というものが監査委員の審査意見書でございます。

それでは、決算の内容についてご説明をさせていただきます。青いインデックス、決算書7ページ、8ページをお開き願います。令和3年度一般会計歳入決算事項別明細書でございます。8ページの収入済額の欄でございます。

まず、1款分担金及び負担金でございます。佐倉市、四街道市、酒々井町から組合に対します管理運営負担金として2億1,256万7,000円が収入済みでございます。備考に各市町の負担金の額が掲載されてございます。

次に、2款使用料及び手数料でございます。火葬場等の使用料及び諸証明手数料として7,531万3,576円が収入済みとなっております。

次に、3款財産収入でございますが、収入済額7,166円につきましては、財政調整基金及び施設整備基金の預金の利子でございます。

ページをめくっていただきまして、9ページ、10ページでございます。10ページの収入済額の欄になります。4款繰入金は、財源調整のため財政調整基金から648万3,000円を繰入れいたしました。

5款繰越金については、前年度繰越金として1,478万円を受け入れたものでございます。

6款諸収入は、雑入としてさくら斎場の売店の電気の使用料など、32万2,311円が収入済みでございます。

以上、歳入合計といたしまして3億947万3,053円でございます。

続きまして、11ページ、12ページでございます。歳出についてでございます。12ページの左、支出済額の欄でございます。

1款議会費につきましては、44万887円が支出済みでございます。議員報酬、会議録データの作成委託料など、議会運営に要した経費でございます。

次に、2款総務費につきましては、1億2,252万6,283円が支出済みでございます。内訳といたしまして、1目一般管理費のうち1節報酬225万4,320円は、会計年度任用職員の報酬でございます。2節の給料5,188万9,700円、3節の職員手当等4,686万2,386円、4節の共済費1,785万8,551円などは、特別職3名と職員12名の人件費でございます。

13ページ、14ページでございます。10節需用費67万5,415円につきましては、事務用消耗品、修繕料、また庁用車に係る経費等でございます。11節役務費97万7,152円は、郵便切手など通信運搬費等でございます。12節委託料116万5,402円は、複写機保守委託料と財務会計システムのサービス提供業務委託料でございます。13節使用料及び賃借料51万2,872円は、財務会計システム及び給与計算システムに係る機器の賃借料でございます。17節備品購入費16万6,430円は、インターネットに接続して使用するデータの保存、また停電時の電源を確保する機器を購入したものでございます。18節負担金補助及び交付金、26節公課費は備考掲載のとおりでございます。

2項監査委員費の8万1,503円は、例月出納検査、決算審査に伴います監査委員の報酬及び旅費でございます。

次に、3款事業費につきましては1億5,790万620円が支出済みでございます。

ページをめくっていただきまして、15ページ、16ページでございます。10節需用費3,286万5,933円は、

斎場の施設の維持管理に係ります消耗品、光熱水費、修繕料等でございます。11節役務費20万3,150円は、建物等の災害共済の保険料などでございます。12節委託料8,127万2,994円は、E S C Oサービス委託、火葬棟管理業務委託、施設維持管理業務委託などの施設の維持管理及び斎場運営に伴う各種業務委託を行ったものでございます。13節使用料及び賃借料97万776円は、清掃用具の賃借料、テレビの放送受信料、葬祭管理システム賃借料でございます。14節工事請負費につきましては、4,237万6,367円で、火葬炉設備改修工事、そのほか各種改修工事を実施したものでございます。17節備品購入費9万9,400円につきましては、施設用備品等を購入したものでございます。18節負担金補助及び交付金、こちら2,000円ですが、さくら斎場館内で維持管理担当と連絡を取り合うため、無線機を使用しておりますが、その電波の利用料金ということでございます。

ページをめくっていただきまして、17ページ、18ページでございます。4款諸支出金7,166円は、財政調整基金及び施設整備基金の銀行預金利子をそれぞれ積み立てたものでございます。

5款予備費につきましては、副管理者1名分の報酬が1か月分重複いたしましたので、5,000円を報酬のほうに充当いたしました。

以上、歳出合計といたしまして2億8,076万4,956円でございます。

19ページ、20ページになります。19ページは、実質収支に関する調書でございます。令和3年度におきます歳入総額が3億947万3,053円、歳出総額が2億8,076万4,956円、歳入歳出の差引額が2,870万8,097円、こちらが5で実質収支というものでございます。また、実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定によります基金繰入額につきましては、葬祭組合のほうの基金の設置、管理及び処分に関する条例の規定によりまして、実質収支額の2分の1を下らない額といたしまして1,440万8,097円を財政調整基金に繰り入れたものでございます。

20ページでございます。財産に関する調書についてでございます。1、公有財産と2の物品の決算年度中の増減はございませんでした。3、基金については、令和3年度末現在高として財政調整基金が6,410万353円、施設整備基金が4,073万7,201円となっております。

なお、各事業の詳細につきましては、別添の主要施策の成果の説明書のとおりでございます。インデックスで説明書とついているものでございます。

次に、議案第4号、葬祭組合職員の定年等に関する条例等の一部を改正する条例制定についてでございます。赤いインデックスの4、議案第4号資料でございます。制定の理由につきましては、国家公務員の定年引上げに伴いまして、地方公務員についても職員の定年引上げ及び高齢期における多様な職業設計の支援を図ることを目的とした地方公務員法の一部を改正する法律が、令和5年4月1日に施行されます。そこで、改正される法律において条例で定める旨が規定された職員の定年、管理監督職の勤務上限年齢60歳以降の短時間勤務制等の諸制度につきましては、国家公務員の基準等を踏まえまして整備するとともに、現行の再任用制度に関する規定を削除しようとするものでございます。

制定の内容につきましては、定年の年齢を65歳まで段階的に引き上げるとともに、特例として定年を延長することができる事由及び期間を整備します。上限年齢に達した管理監督職を降任させる制度について、上限年齢を60歳、管理監督職を5級以上の職と定めるほか、降任に当たって遵守すべき事項及び特例としての勤務を延長できる事由及び期間を整備します。60歳に達した日以後に退職した職員を短時間勤務の職に採用することができる定年前再任用短時間勤務制を整備いたします。60歳に達します前年度において、60歳以降に適用される任用及び給与に関する措置等の情報提供を行うとともに、勤務の意



思確認を行うことを規定いたします。職員の定年の段階的な引上げ期間中においては、既に定年退職し、再任用となっている職員及び段階的引上げ期間中に定年退職となった職員が65歳まで再任用職員として勤務ができる現在の制度と同様の暫定再任用制度、こちらを整備いたします。定年の段階的な引上げ期間中の暫定再任用制度に係る所要の経過措置等も規定いたします。その他所要の規定の整備等でございます。

次に、議案第5号、こちらは一般職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定についてでございます。赤いインデックス、資料5でございます。制定の理由につきましては、定年退職に関するものにつきましては、議案第4号と同じような理由になります。また、災害等の緊急時などに職員の迅速な参集を可能とする組織づくりの一環といたしまして、職員の組合内区域の居住を促進するために、住居手当の改正を行おうとするものでございます。定年に関するもの内容につきましては、60歳に達した職員の給与について、当分の間60歳に達した後の最初の4月1日以降、その者の受ける給料月額に7割を乗じた額とすることを改正します。定年前再任用短時間勤務制、暫定再任用制度の導入に合わせまして、当該職員の給与支給に必要な規定の整備も行います。住居手当に関連するものにつきましては、賃貸物件の住居手当を一律に引き下げ、組合区域内に居住する職員に対しましては賃貸物件の住居手当を引き上げるとともに、所有権を要する建物に居住する場合は、住居手当を新設しようとするものでございます。

次に、議案第6号、こちらは職員の降給に関する条例制定についてでございます。赤いインデックスの6の資料でございます。制定の理由につきましては、定年引上げに伴う60歳を超える職員の給料月額を7割水準に減額するに当たりまして、条例によります給料の減額措置を、こちらは降給といいます。これを規定しようとするものでございます。内容につきましては、降給の種類及び内容等になります。こちらは、60歳前に7割水準にする減額は降給という種類に含めると、そういうような意味でございます。

次に、議案第7号、こちらは職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定についてでございます。赤いインデックス7でございます。制定の理由につきましては、職員の妊娠、出産、育児等の仕事の両立の支援の推進等を目的といたしました地方公務員の育児休業等に関する法律及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び雇用保険法の一部を改正する法律の一部を改正する法律が令和4年10月1日に施行することに伴いまして、こちらの育休法等の改正法、また地方公務員法の趣旨に従いまして、所要の措置を講じようとするものでございます。また、職員の定年の引上げ等を目的とした地方公務員法の一部を改正する法律が令和5年4月1日に施行されることに伴いまして、規定の整備等を行おうとするものでございます。制定の内容につきましては、育児休業の取得要件の緩和等定年引上げ等に伴う規定の整備等でございます。名称変更等でございます。

次に、議案第8号 令和4年度一般会計補正予算（第1号）でございます。青いインデックスの8でございます。補正予算書1ページを御覧いただきたいと思います。今回の補正予算については、歳入歳出予算の総額からそれぞれ930万円を増額し、歳入歳出それぞれ3億4,924万3,000円としようとするものでございます。

予算書8ページから予算の内訳でございます。8ページでございます。2の歳入の補正につきましては繰越金でございます。前年度決算による繰越金が確定しておりますので、予算との差額930万円を増額するものでございます。

次に、9 ページ、3、歳出でございます。事業費につきましては、1 目の運営費を114万円を増額するものでございます。内容につきましては、コロナの感染対策に関連いたしました消耗品103万円及び高騰しています電気料金375万9,000円、またガス料金1,120万1,000円を増額するものでございます。工事請負費につきましては、現在の社会情勢や葬儀の形式の変化に鑑み、今年度及び次年度の式場改修工事の計画を見直し、コロナの収束や物価高騰が収まった後に実施することといたしましたので、工事請負費1,485万円を減額しようとするものでございます。

4 款諸支出金につきましては、財源調整といたしまして816万円を財政調整基金に積み立てるものでございます

補正予算の内容は以上となります。

次に、議案第9号 千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び千葉県市町村総合事務組合同規約の一部改正に関する協議についてでございます。資料は、赤いインデックスの9でございます。千葉県市町村総合事務組合に対しまして、四市複合事務組合、こちらは船橋市、習志野市、八千代市、鎌ヶ谷市から構成するものでございます。こちらから公平委員会に関する事務を共同処理したい旨の依頼があったことに伴い、同総合事務組合を組織する地方公共団体の数を増加するとともに、同事務を共同処理する団体に同複合事務組合を追加する規約の改正を行うことについて協議をするものでございます。

以上で提案理由の補足説明を終わります。

---

#### ◎質疑、討論、採決

○議長（藤崎良次） ご苦労さまでした。これより1 議案ごとに質疑、討論、採決を行っていきます。

質疑に関しまして、再質問は2 回までとさせていただきます。

それでは、議案第1号 専決処分の承認を求めることについて議題といたします。

議案第1号について質疑はございませんか。質疑は特にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤崎良次） 質疑なしと認めます。

続いて、討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤崎良次） 討論なしと認めます。

これより議案第1号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（藤崎良次） 挙手全員であります。

よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第2号 専決処分の承認を求めることについて議題といたします。

議案第2号について質疑はございませんか。

五十嵐議員。

○1 番（五十嵐智美） 専決の2号ですが、佐倉市は去年の3月議会で可決をしましたがけれども、ほかの四街道市と酒々井町は今検討中というふうになってはいますが、どのような状況なのか、ちょっとお聞か

せ、その2つの自治体の様子をお聞かせください。お願いします。

○議長（藤崎良次） 事務局長。

○事務局長（中村 忍） それでは、構成市町の状況でございますが、私が知り得た情報というか伺った中では、まず四街道市さんのほうはこちらの算定の仕方が我々と、佐倉市さんとちょっと違うことや、酒々井町につきましても休職している職員のアップ分というか余った分を優秀な職員に振り分けて勤勉手当として支給しているというような方式を取っておりますので、このやり方については市町独自のやり方しておりますので、それで違うということで聞いておりますので、検討ということではございますが、やり方を変えるかどうかはちょっと分からないということでございます。

以上でございます。

○議長（藤崎良次） よろしいですか。

そのほか質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤崎良次） それでは、質疑なしと認めます。

続いて、討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤崎良次） 討論なしと認めます。

これより議案第2号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（藤崎良次） 挙手全員であります。

よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第3号 令和3年度佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合一般会計歳入歳出決算認定について議題といたします。

議案第3号について質疑はございませんか。

萩原議員。

○2番（萩原陽子） 萩原です。歳出の14ページの職員研修負担金について伺いたいと思います。説明書のほうによりますと、甲種防火管理講習会というのがありますが、これは義務的な講習なのでしょうか。定例的に受ける研修なのか伺います。

○議長（藤崎良次） 事務局長。

○事務局長（中村 忍） 説明書の6ページということでよろしいでしょうか。こちらの消防設備のこちらのほうの甲種防火管理というものは、施設に防火管理者が必要となってきますので、そちらの資格を持った職員がいますので、こちらは定期的に講習していくということでございます。

以上でございます。

○議長（藤崎良次） 萩原議員。

○2番（萩原陽子） 義務的な講習ということですね。

○事務局長（中村 忍） そうです。

○2番（萩原陽子） もう一点、下にありますJ-L I Sのリモートラーニング、このデジタル人材育成の基礎研修ですが、これはどのような必要性からの講習でしょうか。

- 議長（藤崎良次） 事務局長。
- 事務局長（中村 忍） もちろん文字どおりでございますが、人材の今デジタル化が進んでおりますので、そちらを利用して人材の育成をするための基礎講座ということで、こちらはコロナのこともありましたので、リモートのほうで講習を受けているというものでございます。職員の資質の向上のためでございます。
- 議長（藤崎良次） ほかに質疑はございませんか。
- 五十嵐議員。
- 1番（五十嵐智美） よろしくお願ひします。決算書の12ページの、会計年度任用職員報酬というのは、これは前回令和2年の末に報酬減額があったのですが、それがこの決算額の中で反映されていて、その金額はどのくらいか、お知らせください。
- 議長（藤崎良次） 事務局長。
- 事務局長（中村 忍） 令和3年度中に幾ら減額されたかということでしょうか、よろしいですか。
- 議長（藤崎良次） どうぞ、五十嵐議員。
- 1番（五十嵐智美） 令和2年の3月、前年度のときに報酬が減額されたと思うのです。当初からの計画いろいろあって、それは地方公務員全員がそうだと思うのですけれども、その中に会計年度任用職員も含まれていたのですが、それがこの令和3年度の決算にも影響しているのか、減額されたのか。そのときたしかまたいでいたようなことがあったと思うのですが、年度をまたいでいませんでしたか。令和3年の補正でたしか減額補正が出ていると思うのですが、どうでしょうか。
- 議長（藤崎良次） 事務局長。
- 事務局長（中村 忍） ちょっと時給も上がっておりまして、どうしてもぴったりどのくらい上がったかというのが計算今ちょっとここでできないのですが、当然反映はされております。
- 1番（五十嵐智美） 後から、では。
- 事務局長（中村 忍） それでは、すみません、後からでよろしいでしょうか。
- 議長（藤崎良次） では、本日。
- 事務局長（中村 忍） 本日中に。
- 議長（藤崎良次） 提出お願ひします。
- 五十嵐議員。
- 1番（五十嵐智美） 同じく決算書16ページ、これの需用費の中に流用というのが入っています。179万7,000円、この流用は内訳としては何に流用したのか。それと、あとコロナ対策として令和3年度はどれぐらいの費用がかかったのか、その総額も併せてお願ひします
- 議長（藤崎良次） 事務局長。
- 事務局長（中村 忍） こちらは斎場の施設のほうの光熱水費のほうに流用してございます。16ページのところの一番上のところの需用費の欄のところの修繕料という欄の下に記載してございますが、そちらの光熱水費のほうに流用してございます。
- 議長（藤崎良次） 五十嵐議員。
- 1番（五十嵐智美） もう一つ、コロナ対策も一緒に聞きました。
- 議長（藤崎良次） そうですね、先ほど質問ありましたね、コロナ対策の……
- 事務局長（中村 忍） コロナのほうですね、失礼しました。

○議長（藤崎良次） 事務局長。

○事務局長（中村 忍） コロナの対策につきまして、令和3年度のほうにつきましては、すみません細かく言いますが、47万3,936円ほどコロナの対策費ということで枠をつくって、そちらのほうで使用しております。使った費用につきましては、消耗品といたしましてアルコールの手指の消毒液やこちら今飛散防止のパーティションや館内の消毒液や火葬を行う担当のほうの、コロナで亡くなった方に対応します感染の防護服とか、そういうものを購入しております。それと、備品購入といたしましては、こちらは空気清浄機、その前の年にもそろえていったのですが、今回授乳室と更衣室とを新設いたしました、授乳室がありますので、そちらのほうに1台と、あと2階に応接室という部屋があるのですが、そちらのほうに1台ずつ入れさせていただいたというものでございます。

○議長（藤崎良次） 五十嵐議員。

○1番（五十嵐智美） あと決算の説明の10ページ、そこに火葬炉改修工事の金額が1,870万円というふうになっているのですが、これ落札の業者を見ますと、毎年同じ業者が落札しているという状況で、今回の入札は開札調書を見ますと備考欄にいろいろ書いてあって、入札不調として、規定によって最低価格者と協議の上、契約者を決定したというようなことで、こちらの業者になったというふうになっていますが、それまでは前年の2年とかその前の年は、同じく1社応札だったのですけれども、そういったことは全く書かれていないのです。なぜ令和3年の9月28日の入札がそういうふうになったのか、それについてお伺いいたします。

○議長（藤崎良次） 事務局長。

○事務局長（中村 忍） まず、こちらの工事を実施するに当たりましては、前年度、令和2年度に調査を行いまして、調査というか点検をしていただきます。その中で、ここを早く直したほうがいいのか、そういう形でご提言をいただきまして、その中から予算を作成して設計するという形になります。それで、当然予算作成するに当たりましては見積り等をいただいて、設計に入るわけですが、そちらの金額よりそれで設計を発注、入札を実施したところ、予定の価格よりオーバーしていたと、物価の高騰とかもあるとは思いますが、予算を超えてしまっていたということなので、入札が不調になり、協議をして決定したということでございます。

○議長（藤崎良次） 関係した質問ですか。

では、どうぞ。

○1番（五十嵐智美） 2回目の入札金額で落札というか決定したというふうに考えてよろしいわけですね。それで、20万ほど低い入札金額になっているのですが、この20万の低い金額で、それは設計予定額よりも低い入札額だったということで今回落札というか、その業者になったという、そういう経緯なのでしょうか。

○議長（藤崎良次） 事務局長。

○事務局長（中村 忍） 議員のおっしゃるとおりでございます。

○議長（藤崎良次） では、3回になりましたので。

○1番（五十嵐智美） これをやっても2回ではないですか。

○議長（藤崎良次） 向こうからの問合せがあったので、それは数えていませんので、すみません。よろしいですか。

ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤崎良次） それでは、これで質疑は終わります。

続いて、討論を行います。討論はございませんか。討論はよろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤崎良次） 討論なしと認めます。

これより議案第3号を採決いたします。

本案は、原案のとおり認定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（藤崎良次） 挙手全員であります。

よって、議案第3号は原案のとおり認定されました。

続きまして、議案第4号 佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合職員の定年等に関する条例等の一部を改正する条例制定について議題といたします。

議案第4号について質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤崎良次） 質疑なしと認めます。

続いて、討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤崎良次） 討論なしと認めます。

これより議案第4号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（藤崎良次） 挙手全員であります。

よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第5号 佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合一般職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について議題といたします。

議案第5号について質疑はございませんか。

五十嵐議員。

○1番（五十嵐智美） 議案5号の先ほど出ました持家と、あと賃貸物件の改正のところなのですが、新しく設けるといふことだと思っておりますが、この改正で影響を受ける職員の方が現在いるのかどうか、それについて。あと、この範囲、これは佐倉市、四街道市、酒々井町がこの改正案の範囲ということですか。在住しているかどうかというところの範囲をお願いします。

○議長（藤崎良次） 事務局長。

○事務局長（中村 忍） 現在いる職員にこの条例のほうで改正した場合、影響する職員というか不利益を受ける職員はございません。住居手当のほうで1人増える可能性があるということぐらいでございます。今現在に当てはめると1件の住居手当が増えるということで、不利益を受ける職員はございません。あと、区域内というのはおっしゃるとおり、佐倉市、四街道市、酒々井町在住ということでございます。

○議長（藤崎良次） 五十嵐議員。

○1番（五十嵐智美） それで、制定理由で災害時の迅速な参集というようにこの目的、理由になってい

ますけれども、現状でどうでしょうか、十分な体制が取れているというふうに考えていらっしゃいますか。

○議長（藤崎良次） 事務局長。

○事務局長（中村 忍） 今たまたまというか、現在こちらのほうに勤務している職員につきましては、災害時に何とかたどり着けるような状況のところにいる職員ということで、現状は大丈夫ということですが、ただ、将来的にやはり職員が入れ替わったりした場合には、やはり近場の職員がいたほうが良いということで、この条例を採用させていただいたということでございます。

○議長（藤崎良次） 五十嵐議員。

○1番（五十嵐智美） ご存じだと思いますが、この持家手当は平成21年総務省通達で廃止になっていて、今回それではなく復活させるというようなものになっています。これについてどういう見解を持っているのか、それとあと尼崎市は市内の居住の手当を出していたけれども、なかなか効果が見込めないで、いろいろ変えて新規居住者6,000円支給に変更したというような経緯もあるようです。これ本当に珍しいということですが、全国的にも廃止しているところがほとんどという状況です。

あと、先ほど居住手当1件は影響を受ける方があるというお話でしたけれども、支給額に差をつけるということが職員の分断を生むのではないかとということが危惧されるわけですが、こういったいろいろなことを考えて、この条例改正が提案されたということは、本当にどうなのかというふうに私は思っているところです。あと他市というか先ほども四街道市と酒々井町のことについて、ほかの専決のところでお聞きしましたが、その2つの自治体の検討状況、このことについてというのはどうなっているかということと、もう一つ財源ですけれども、先ほど影響を受ける職員の方が今は市内在住の方がほとんどということで、3,000円の上乗せというか持家手当が財源として上乗せになっていくというふうに考えますが、それについての見解はいかがでしょうか。

○議長（藤崎良次） 事務局長。

○事務局長（中村 忍） まず、構成市町の動向につきましては、当然これ全国的にもお話されているのでございますので、表記は検討中でございますが、当然考えていろいろ工面をしているということですが、というのは、そういう災害時とかに急に集まった職員について、地方自治法のほうにおいてそういう手当が支給されないというものになっておりますので、当然市町では何かそういう招集した職員に手当をつけなければいけないということは、当然各職員組合や、また人事のほうのそういうところや防災のほうの担当とも協議しているものだと私は思っております。それで、検討しているということでございます。それと、あと財源のほうは実は今該当をするプロパーの職員につきましては該当する職員が、来年これ実施した場合はいないのです。今派遣で来ていただいている職員が1名該当するということなので、その方が該当するということなので、それは来年から施行になると来年10月からということで月3,000円ほど増えるのですが、こちらの財源については当然歳入の財源のほうから支出していかなければいけないということで、特に当然災害時や急に招集された場合のことを考えてということで、致し方ない支出だとは考えております。財源は、当然うちの収入の中の財源から充てていくということでございます。

○議長（藤崎良次） では、萩原議員。

○2番（萩原陽子） 5号についてですが、速やかな参集ということを目的にしているわけですが、2市1町それぞれの職員の居住割合はどうなっていますか。

○議長（藤崎良次） 事務局長。

○事務局長（中村 忍） すみません、今職員が12名いまして、佐倉市の職員が住居手当を、今佐倉市で賃貸の物件に住んでいる者が2名でございます。12名のうち佐倉市に住んでいるものが2名、それで四街道市が1名賃貸、それと持家に関しましては、今現在ですと佐倉市で持家で、住居手当が今もし成ったとして考えられる職員は2名、ただ来年になるともう該当しない職員も出てきますので、来年は1かゼロというような形でございます。

○議長（藤崎良次） 萩原議員。

○2番（萩原陽子） それで、先ほど災害時ぎりぎり参集できるというようなご答弁ありましたけれども、出勤に要する時間は一応調べていらっしゃるでしょうか。

○議長（藤崎良次） 事務局長。

○事務局長（中村 忍） 当然交通費支給しておりますので、どのぐらいで、何で来るとか、そういうのは全部全て調べてございます。

○議長（藤崎良次） 萩原議員。

○2番（萩原陽子） 最長時間というのは分かっているのでしょうか、ぎりぎりという先ほどお話でしたけれども。

○議長（藤崎良次） 事務局長。

○事務局長（中村 忍） すみません、出勤の時間ということでよろしいでしょうか。当然最短で一番早い時間という形で提出していただいていますので。

○議長（藤崎良次） 萩原議員。

○2番（萩原陽子） 違います。一番長い職員の方、一番長時間の出勤時間の方で、どのぐらいかかっていますか。

○議長（藤崎良次） 事務局長。

○事務局長（中村 忍） 40分ぐらいでございます。

○議長（藤崎良次） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤崎良次） これで質疑を終わります。

続いて、討論を行います。討論はございませんか。

五十嵐議員。

○1番（五十嵐智美） 議案5号、ほかの給与規定も含まれているのですが、持家と賃貸物件の新設というのですか、変更ということがあります。先ほどもこの改正が本当に必要なかどうかというのが全く見えないというところがあります。2市1町に大体住んでいらっしゃる方がほとんどということもありますので、反対にこの制度自体を設けるということで、いろいろと問題があるのではないかとということも考えられます。ほかの1市1町のところはどうするのかというのは、今検討中だということも先ほどおっしゃっていました。ここまで素早くやる必要があるかどうかということもあります。私は議案5号については、現状としては賛成できないという立場です。

以上です。

○議長（藤崎良次） 萩原議員。

○2番（萩原陽子） 先ほどもありましたけれども、これ総務省が通達で廃止しているものですよね。佐



倉市が可決したということが、この上程の理由になっているようだけれども、総務省の指導に反した形でやるだけの意味が今の提案と提案理由の中には見出せないと思います。佐倉市に準じてやらざるを得ないということであっても、酒々井町、四街道市の2市1町の合意が得られるのかという、ちょっと私としてはこれは提案すべきではないというふうに考えますので、賛成できません。

○議長（藤崎良次） ほかに討論はございませんか。

地福議員。

○8番（地福美枝子） 既にお二人の方がおっしゃっていることと同じ意見なのですが、プラスして言いますと、今回のこの案件、どこに居住するか、それによって随分違ってくるといことなので、とても違和感を感じています。どこに居住するかは個人の自由ですし、現在この組合ではそんなに対象者がいないとか、いろいろあるかと思うのですが、そういう問題だけではなくて、個人がどこに住むか、そういうことについては自由で、そこで収入が差がつくというのはとても理解できません。それぞれの状況がありますから、ここにあるようなことで合わせて住居を決めるわけにはいかないの、そういう意味ではこれは私も賛成できません。

○議長（藤崎良次） ほかに討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤崎良次） ほかに討論なしと認めます。

これより議案第5号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

○議長（藤崎良次） 挙手多数であります。

よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

〔議長、よろしいでしょうか〕と呼ぶ者あり〕

○議長（藤崎良次） 事務局長。

○事務局長（中村 忍） 先ほどすみません、3号の決算のことで、ちょっと保留にさせてもらったものについて発言してよろしいでしょうか。

○議長（藤崎良次） どうぞ。

○事務局長（中村 忍） 先ほど決算のほうで会計年度任用職員の報酬のほうが減額になったということですが、こちらは決算のほうは令和3年度なのですが、こちらのほうの減額しているのは令和4年度から実施しているということで、影響を受けておりません。しかも、会計年度の職員の期末手当を引き下げたということで、報酬も含まれますが、期末手当を引き下げたということで、こちらのほうは令和2年度に4年度からやりますということの条件を明示して募集、採用して、その条件でいいですよということでこちらのほうに勤務されている方ということで行っておりますので、当然遡ったり年度中の引下げは、市町では年度中引き下げたところもあるのですが、ただ私どものほうはその雇用条件にまずこれを明示してから下げるといこと、この辺は遅らせて令和4年度から実施しているといこと、先ほどのほうは影響あったでしょうかといことは、影響ありませんでした。

以上でございます。

○議長（藤崎良次） 五十嵐議員、よろしいですか。

続きまして、議案第6号 佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合職員の降給に関する条例制定について

て議題といたします。

議案第6号について質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤崎良次） 質疑なしと認めます。

続いて、討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤崎良次） 討論なしと認めます。

これより議案第6号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（藤崎良次） 挙手全員であります。

よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第7号 佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定について議題といたします。

議案第7号について質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤崎良次） 質疑なしと認めます。

続いて、討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤崎良次） 討論なしと認めます。

これより議案第7号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（藤崎良次） 挙手全員であります。

よって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第8号 令和4年度佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合一般会計補正予算（第1号）について議題といたします。

本議案第8号について質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤崎良次） 質疑なしと認めます。

続いて、討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤崎良次） 討論なしと認めます。

これより議案第8号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（藤崎良次） 挙手全員であります。

よって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第9号 千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び千葉県市町村総合事務組合同規約の一部改正に関する協議について議題といたします。

本議案第9号について質疑はございませんか。

○議長（藤崎良次） 質疑なしと認めます。

続いて、討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤崎良次） 討論なしと認めます。

これより議案第9号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（藤崎良次） 挙手全員であります。

よって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

---

◎閉会の宣告

○議長（藤崎良次） 以上をもちまして本日の日程は全て終了しました。

これにて令和4年10月佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合議会定例会を閉会します。

午後4時11分 閉会

以上のとおり会議の顛末を録しここに署名する。

議 長      藤      崎      良      次

議 員      萩      原      陽      子

議 員      石      山      健      作